

令和2年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第5日目

1 招集年月日 令和2年9月24日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月24日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 9月24日 午後4時15分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	大久保彰
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	長友清美	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第5号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 報告第1号 令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率について
- 日程第3 報告第2号 令和元年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第4 認定第1号 令和元年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第1号 職員の特種勤務等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第2号 勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 勝浦町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第9 議案第5号 令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第6号 令和2年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第7号 令和2年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第8号 令和2年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第9号 勝浦町立小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託契約の締結について
- 日程第14 議案第10号 勝浦町立小中学校コンピュータ機器一式購入契約の締結について
- 日程第15 議案第11号 令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第12号 令和2年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 同意第1号 勝浦町教育委員会委員の任命について

日程第18 同意第2号 勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第19 発議第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書について

日程第20 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

日程第21 町民の声に対する質問

日程第22 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで（第5号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

稲刈りが終わって、ヒガンバナが咲いて秋本番となって、みかんの収穫が待ち遠しい季節となりました。

それでは、ただいまから令和2年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

9月16日，勝浦町で開催された国民健康保険勝浦病院改築工事安全祈願祭に麻植議員と私が出席しました。

9月18日，北島町議会予算決算特別委員会視察研修に，仙才副議長，鄧議員，花房議員，相原議員，瀬戸議員と私が出席いたしました。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは野上町長，山田副町長，市川教育長，大久保政策監，中瀬総務防災課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第2，報告第1号，令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてから日程第3，報告第2号，令和元年度決算に基づく資金不足比率についてまでを一括して議題といたします。

町長から報告第1号及び報告第2号の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

報告2件についてご説明を申し上げます。

報告第1号は，令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてであります。これは，勝浦町の普通会計及び全会計の財政状況の健全度を判断するための指標を報告するものでございます。

次に，報告第2号は，令和元年度決算に基づく資金不足比率についてであります。

これは、勝浦町公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率でございます。

それぞれ監査委員の意見を付して報告申し上げます。

以上、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、ご決議よろしくお願いを申し上げます。ご報告といたします。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、詳細説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） それでは、報告第1号、令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率について等につきまして詳細説明をいたします。

まず、地方公共団体の財政の健全に関する法律の規定によりまして、令和元年度決算に基づく4つの健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告させていただきます。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等の普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和元年度決算で普通会計は黒字となっておりますので、数値は現れておりません。

次に、連結実質赤字比率でございます。全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。同じく全会計とも黒字でございますので、数値は現れておりません。

次に、実質公債費比率でございます。普通会計への地方債元利償還金等から元利償還金に対して交付税措置される額等を除いた実質公債費の標準財政規模等に対する比率で、決算年度を含めた前3年間の平均値を表します。この算出に用いる標準財政規模等は、実質公債費と同様、元利償還金に対して交付税措置される額を除いて算出されることとなります。実質公債費比率ですが、平成29年度は4.31331%、平成30年度が4.53141%、令和元年度が4.88355%となっております。3か年平均では4.5%となっております。昨年度は4.4%でございました。若干増えておりますが、早期健全化基準の25.0を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債の現在高等から公債費の償還に充当できる減債基金などの額や元利償還金に対して交付税措置される額を除いた地方債現

在高の標準財政規模に対する比率でございます。地方債現在高より充当可能財源が上回っているため、数値としては現れておりません。

財政の健全化判断比率から見た勝浦町の財政状況につきましては、健全な状況と言えると考えております。ちなみに、4指標とも標準財政規模を基に算出した額に対する比率となりますが、令和元年度勝浦町の標準財政規模については22億5,921万8,000円でございます。仮に財政再建化団体等に陥った場合は、およそこの財政規模での行政運営をしなければならないこととなります。

続きまして、報告第2号でございます。

令和元年度決算に基づく資金不足比率についての詳細説明でございますが、こちらも監査委員の意見をつけて報告させていただいております。

この指標は、公営企業会計の資金不足額の各会計事業規模に対する比率で、病院事業会計は、流動資産等から流動負債等を除いた額がマイナスであれば資金不足が生じ、簡易水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、実質赤字がある場合に資金不足が生じることとなりますが、令和元年度決算では、いずれの会計も資金不足額はありませんので、数値として現れておりません。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

報告2件について質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、以上で2件の報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第4，認定第1号，令和元年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより第二読会を開きます。

認定第1号について総括質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか、ありませんか。

第一読会で聞き漏れたこと、また確認しておきたいことがありましたら、どなたか

らでも発言をお願いします。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 一般会計で73万円の3地区のハザードマップの実績が総務防災のほうから出てたと思うんですけど、実際、中山のほうに先日配付されまして、今日、防災委員会でも資料を持ってきてるんですけど、A1タイプの図面を4枚、洪水マップと土砂災害マップ、ちょうど畳1枚ぐらいのもの2種類、5セット配付されました。これでは、地区の住民が見るのには、ちょっと大き過ぎて、拠点もはっきり分からない。集会所と、中山の場合、学園がありますんで、それとお寺。主要な道路の標示はなく、河川もはっきり表示できてないような図面でした。もう少し工夫した防災マップが必要なんではないかと。ちょっと企画の段階できっちりできてなかったんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ちょっとすいません。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前9時44分 休憩

午前9時46分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ちょっと現品のほうを私も見させてもろうたんですけど、ちょっと見にくいなあというような率直な感想でした。これではどうかなという思いもあったんですが、区から大きなマップということでA1等が欲しい等の要望があったということから業者に頼んで印刷をしたものです。住宅地図については、ゼンリンとかの地図を載せるのはちょっと難しかったのかなとは思いますが、非常に見にくかったかなと思いますので、今後改善できる点等がありましたら改善して、また対応したいなと考えております。

申し訳ありません、ちょっと答弁にはなっておりませんが、申し訳ございません。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ぜひ、これ要望ですけど、今、全町のハザードマップの作成にかかっていると思うんですけど、みんなが見やすいような形で編集していただけれ

ばと要望します。回答は結構です。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

籾議員。

○8番（籾 公一君） 令和元年度の決算認定について質疑を行いたいと思います
が、1点だけ上下水道課にお尋ねしますが、これ資料で行きますが、資料のページ5
ページで、測量設計委託料が上がっておりますが、今回2件、掛谷地区で345万
6,000円と山田地区の627万円、これ第一読会でもお尋ねしたんですが、ちょっと聞け
てないところをお尋ねしますが、この2件について何件の業者が入札に応じたのか。
それと、その中で最高の入札額——落札はこの金額と思うんですが、最高の入札金
額。また第一読会では過去3年間、どういう業者が落札したかというのをお尋ねし
たんですが、ちょっと遡って5年間の件数と落札業者を答弁お願いします。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） ご質問にお答えいたします。

まず、入札業者数と最高応札額につきましてですが、平成31年度の沼江掛谷地区、
沼江バイパス関連工事に伴う工事につきましては、入札業者数が7社で、最高応札額
が、税抜き額でございますが、350万円。続きまして、山田地区未普及地域解消基本
計画策定業務につきましては、入札業者数が5社、最高応札額が610万円ございま
す。

それともう一点、過去5年間の入札件数と落札業者につきましては、入札件数が
11件でございます。それで落札業者は、全て光設計株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 籾議員。

○8番（籾 公一君） 今、答弁いただきましたが、私がちょっと思うのは、過去5
年間で11件の入札を行ったと、それで全てが同じ業者が落札してると。当然、公平な
入札が行われていると思います。それで、これを担当課のほうにどうこうというので
はないんですが、ただ、その入札を何か改善するような方法があるのか。というん
は、あまりにも偏り過ぎていますわね、これ。上下水道課としたら、きちっとルール
にのっとってやっとなるから瑕疵はないと思いますよ、全く。でも、何か改善できるよ
うな余地っていうのはあるんですか。例えば、これ指名入札かな。ほなけん業者をも

う少し数を増やすとか、そういうできる余地はあるんですか。それとも、全く改善の余地はなく、このままずっとこういうやり方で続けていかざるを得んのなか、そこら見解はどうですか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 改善策になるかどうか分からないんですけど、現状といたしましては、工事を発注する前に全部、町に登録されている指名業者の中から指名審査委員会にかけまして全て選択しておりますので、これ以上の方法は現時点ではないのかなと考えております。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 農業振興の件でお伺いします。

土地改良区に補助金として4,600万円ぐらい出てるんですが、これの会計っていうのはどんなんですか。これいっちょも見えんのやけど、私も初めてなんで分からないんでお聞きしてるんですが、町としては補助金を出して、向こうの会計が全然分からないんで、どうなってるのかなという疑問で聞きました。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 改良区の決算につきましては、決算書が上がってまいりまして、町の監査のほうにも、1,000万円を超えてるという団体になりますので監査を受けておるんですけれども、この決算認定においての、これまで細かい状況についてはつけておりませんでした。

以上です。

○3番（瀬戸直一君） ほなだけん……。

○議長（美馬友子君） 会計をどう……。

○3番（瀬戸直一君） 言うたら、外部団体の分で、ほかにも何か所かあると思うんですが、これの詳細が私らにしたら全然見えない、見えてないというんで、出してもらえたらありがたいなと思うんですが……。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） ご指摘ございましたように、今年度につきましては個別に報告させていただきますでしょうか。次年度からは、今お聞きしたことにつきまし

て配慮させていただけたらと思っております。

○3番（瀬戸直一君） お願いします。

○議長（美馬友子君） 2回なんで……。

小休します。

午前9時55分 休憩

午前9時59分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 先ほどの私が述べました答弁につきまして、一部訂正させていただきます。

ご質問のありました今年度、それから次年度以降の決算につきましては、団体とも協議をさせていただきますして、それから決算の内容を、こういった内容も含めて今後検討させていただけたらと思います。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑ないようですので、以上で総括質疑を終了いたします。

議事の都合により、休憩といたします。

午前10時01分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

本件について審査報告書をまとめましたので、会議規則第35条の規定により、事務局長に朗読させます。

松本事務局長。

○議会事務局長（松本博文君） 令和元年度決算審査結果（特に留意すべき事項）。

1, 総括。①組織体制が再編され、各課は事業ごとに決算作業を進めている。予算編成時の事業の目的、計画から事業執行による効果、成果に至る検証された事業実績報告書等の説明資料の提供を要望する。②各課システム保守やシステム改良の委託が多いが、作業内容を十分に精査されたい。③各課計画や戦略策定での外部業務委託内

容について十分に精査されたい。

2, 総務防災課。①休暇の取得や時間外勤務に偏りがあり, 改善が見られない。各職員の状況を図表等で示し, 業務量の見直しを行い, 具体的な業務改善を図られたい。②決算の説明資料に当初予算額, 補正予算額を明記されたい。③財政調整基金が減少傾向であり, 効率的な支出及び経費節減により基金残高の確保に努められたい。

3, 税務課。①地籍調査終了地区での現況地目に応じた課税に向け, 取組方針を早急に示し, 公平な課税体系となるよう努められたい。

4, 住民課。①町営住宅の使用料滞納者について, 厳正に対処されたい。②分別ステーション未設置地区の解消に向け, 取組を強化されたい。③住宅新築資金等貸付特別会計を廃止し, 一般会計への移行を検討されたい。

5, 農業振興課。①優良かんきつ園地を維持していく取組は重要である。事業を推進して優良な農地の維持に努められたい。②農業者が利活用していない農業技術センターは名称を変更されたい。③主要作物の年間販売額を把握されたい。

6, 上下水道課。①簡易水道の町営化推進に向け, さらに努められたい。

7, 教育委員会。①G I G Aスクール事業は全国一斉に実施されるので, 実施体制に万全の対応を取られたい。②小学校, 中学校ともに児童・生徒数が減少する中で十分な職員配置ができていない。加配などにより必要人員を確保されたい。

8, 勝浦病院。①医師の確保に引き続き努力されたい。②地域医療連携室の開設により入院収益の伸びが大きい。評価, 分析し, 次のステップに活用されたい。③医療事務職員の採用によりレセプトが効率よく行われ, 病院経営によい影響を生んでいる。病院職員の学習意欲やモチベーションを高める環境を整え, 新病院に臨まれたい。

以上について, 次回のみかん会議時に各課の今後の方向性と取組の報告をお願いする。

○議長(美馬友子君) お諮りいたします。

認定第1号, 令和元年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので, 本件は第三読会に付することに決定い

たします。

これより第三読会を開きます。

認定第1号の討論と採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、認定第1号、令和元年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定については認定されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第5、議案第1号、職員の特殊勤務等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第8号、令和2年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第2号)についてまでを一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第1号について質疑はありませんか。

職員の特殊勤務等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてでござい

ます。

質疑はありませんか。

議案第1号に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第2号について質疑はありませんか。

勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑ないようですので、議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第4号について、勝浦町過疎地域自立促進計画の一部変更について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、議案第5号について質疑はありませんか。

令和2年度勝浦町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

松田議員。

○7番(松田貴志君) 議案第5号について質疑をいたします。

企画交流課の地方創生臨時交付金事業の国における持続化給付金に対する町としての上乗せ分10万円、20万円の分についてであります。先日の提案理由の説明において、国に申請したときの添付書類等を求めるとの説明がありましたが、もう少し詳しく、具体的に何と何と何を求めていくのかという部分についての説明をお願いします。

○議長(美馬友子君) 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長(寺尾由美君) 質問にお答えします。

今回の上乗せ分につきましては、国の持続化給付金を受給したことを前提としておりますことから、支給決定となりました通知書の写し、それから国へ申請書類を添付書類として提出していることから、その書類についての提出を求めることを予定して

おります。具体的には、確定申告の書類、それから売上げの台帳と、それから本人確認書類等となっております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） あえて今回、これを質疑させてもらったのも、今、全国各地において、この持続化給付金の不正受給の話がニュースで多々取り上げられております。問題意識としては、国の事業として申請が許可されて持続化給付金を受け取られたとしても、町としても最低限の確認という部分は必要なのかなということを知りたくて質問をさせていただきました。

よその要綱等、他町村でも上乘せ分を多くの自治体でしておりますので、そこらあたり、今後、要綱等の詳細について詰めていっている段階だと思っておりますが、最低限というのもおかしいですけども、先ほど確定申告の部分、また売上げの部分も含めて、また営業許可証の写しという部分ももらうのは、その当人にとってはそんなに負担ではないのかな。具体的に言えば、登記簿謄本、また開業届等がいろいろ考えられると思いますけれども、事務作業が煩雑にならない、そこらあたりのバランスも考えながら、町としてできる限りのチェックという部分を働かせていただきたいと思っておりますが、これについて最後確認のために答弁いただきまして、質疑を終わりたいと思っております。お願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 今、議員からご指摘をいただきました書類等も、今後の要綱の作成のときに検討を行いながら厳正な審査ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 新型コロナウイルス感染症対策事業の中で、農業振興課に質問させていただきます。

5-1-3の「新型コロナウイルス感染症による休業、廃業等による離職者、転職希望者の移住受け入れ対策として、荒廃農地を活用した就農を促すための簡易な基盤

整備により農地の確保を進める」ということでパイロットの整備事業となっておりますが、整備したすぐの畑で、あまり収穫もなく、移住者の方の収入にもならないような気がします。先に農地を整備するということがあったんですけども、もしも移住者等がない場合はどのような対策を考えておられますか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） このパイロット園地を活用いただく移住者がなかったという場合がございますけれども、できるだけ町外、県外に向けまして案内をさせていただこうと思っておりますけれども、もしない場合につきましては、町外、県外に限らず、町内の新規就農といいますか、農業で新たにやってみようといった方々に優先的に使っていただくというような考え方でおります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ある程度の募集をして、来なければ方向転換をされて施策を変えられるというあれですか、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 教育費なんですけれども、15ページの真ん中頃に医療専門学校への補助金で900万円というのがあります。これは金額の相場観がちょっと分らんのですけれども、1人当たり10万円というのは、よその同じような学校の金額と大体合わせとんのか、それとも比較をしたのかどうかということですね。多分募集をするための人員確保っていう面があったと思うんですよ。そのあたりどんな検討をされたのか、お聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今、議員さんから、ほかとの比較なり検討したかということですが、ちょっと具体的な比較という作業は行っておりません。ただ、私の頭の中にあるのは、たしかほかの大学ですね、こういった特に10万円、20万円というところが多かったかと認識しております。また、それと第一読会、今まで説明させていただいたかも分かりませんが、もう既に今、徳島医療福祉専門学校、タウン誌のほうとかで、この10万円ということで入学生の募集をかけるような

経緯もございます。

そういったところもありまして、ちょっと比較っていうことはできてませんが、大体こういったところが相場かなというところで10万円決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員，大丈夫ですか。

ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 議案第5号の一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

コロナ対策の臨時交付金の関係で2点ほどあるんですけども、一つは、第一読会でも質問しましたけれども、簡易水道料金の減免事業と……。すいません、一般会計補正予算ですので、第5号……。

○議長（美馬友子君） 水道は、水道はここ……。

○9番（国清一治君） いやいや、コロナの関係やから、これでええな。

○議長（美馬友子君） 繰り出しとあれやけん、一緒に……。すいません。

○9番（国清一治君） 失礼いたしました。

○議長（美馬友子君） こちらも失礼しました。

○9番（国清一治君） 6号に関わるそうでございますが、この簡易水道の減免事業と、それと支援事業、この2つの事業があるんですけども、第一読会でも質問しましたけれども、この趣旨は非常にいいと思いますけれども、受給される町民に大きな格差が出るんでないかと心配をしております。事実そうなります。これも担当課長からは大分聞きましたので、これを査定された副町長、町長に聞きたいんですけども、私の計算上では、人によったら10倍ぐらいの格差が出ておりますが、ここのことも考慮して、これを事業として計上されたのかどうか、そこらをまず、どちらからでも結構ですでお聞きしたいと思います。

それともう一点、先ほど1番議員から質問があったパイロットの関係ですけども、これも第一読会で言いました、基本的には地方自治体は農地を持ってない、これがどの特例を使った農地なのかどうか。私も一番心配しているのは、離職者の就農ってというのは非常に難しい。先ほどの答弁では、町内の新規就農者にも利用してもらおうっ

ていうことを言われましたけれども、これでは、はやから趣旨がちょっと違うんでないんかいなと思う気もいたします。

それと、この事業について、いろいろみかん生産について協議いただいております生産販売協議会とか有料園地推進協つちゅうんがあるんですかね、そこらのご意見は聞かれたのかどうか。法律的にどうなのか。それと、そういう団体にいつも協議をかけてると思いますが、そこらと事前に協議されたのかどうか、その2点については担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） それでは、水道料金の減免及び未普及地域の水道料の助成というふうな件で、金額的にかなりの格差ができるのでないかというふうなご質問であったかと思います。

実際に金額につきましては、議員ご指摘のとおり、差はできてくるものであろうというふうには考えております。ただ、査定の時点で、本来、この水道料金の減免の趣旨といたしましては、水を飲むことに対して不安がないようにするというふうなことが大きな目的でございます。

勝浦町の場合は、水道料金がそれぞれ簡易水道組合によって差がございます。1リッターの水を飲むために、例えばですけれども、1,000円でいける水道組合もあれば、5,000円要る水道組合もあるような現状が、そういうふうな状況になっております。ただ、水道の水を飲むという生活に最低限必要なものを確保する、お金の問題ということではなく、水を飲むことができるというふうな視点で公平性を保ちたいというふうなことで今回の制度をつくったところでございます。

あと未普及地域の部分につきましては、何人かで簡易的な水の供給を団体でやられているところにつきましては、そちらのほうも幾らか水道料を集められている部分につきましては、それを助成しようと、そして無償でできるように。あと、ただ個人でされているところ、こちらのほうにつきましては、なかなか金額というものがはじき出せられないために、ある程度、定額掛ける月数で給付をするというふうなことでございます。

お金というふうな観点ではなく、生きていくために必ず必要な水を皆さんが平等に使うことができるというふうな観点で平等性を見込んでしている制度でございますの

で、そこらをご理解いただけたらありがたいかと思ます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今、副町長が申しあげましたように、町民が一律に安心して水が飲めるというような目的として、今回、この水道料金のほうを6か月間の免除というようなところでございます。

また、未普及地域の方に対しましては、それぞれ自分たちが水を必要とするために、かかる費用について助成をするというような意味合いから、今回、額的には副町長が申しあげましたように、ここというような決め方はできないんですが、今回提案させていただいたところでやっていきたいというふうに考えております。

世帯の中でも、一人でおうちにいらっしゃる方、また大家族でいらっしゃる方それぞれが使う水の量も違いますし、水道料金も違うと思ます。ただ、それは世帯が多いから、また、その水道組合あるいは簡易水道ごとに施設整備が違うからといったようなところで生まれている格差でございます。同じように、ほぼ勝浦町の中で同じような水を皆さん飲んでいるかと思っておりますので、そのところを十分に配慮していただいてご検討を願いたいと、ご審議願いたいと思ます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） パイロットの活用につきまして二点ほどお聞きをいただきまして、まず1点目の法的なところでございます。

議員がおっしゃられました、町として、農地として持って利益を生むような持ち方はできません。そこで、農地法に基づきまして、第3条になりますけれども、権利の移転、それから使用賃借による権利設定などは、その第3条によりまして農業委員会の許可が必要となってまいります。その上で、今回のパイロットの園地の場合は、町が所有しており、公共用に供すると認められる場合に、農地の権利移動の不許可の例外といたしまして許可が認められるという条項がございます。

したがって、今現在考えておりますのは、みかん栽培を例とした場合でございますけれども、当面、町外の方、移住者の方に研修、実習園地として活用いただくと。実際に苗木を植えた場合に、即、収入につながる形には持っていけませんので、当面は

研修，実習園地として活用いただくというふうに考えております。

それから，2点目の生産者団体の優良園地の利用最適化推進協議会という園地利用に際しましての協議会をつくっておりますけれども，こちらの会長とは若干話をさせていただいておりますけれども，協議会として，このパイロットというのはまだ提案できておりませんので，これは年内には開催をいたしたいと考えておりますので，その際にはご説明させていただく予定といたしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） まず，パイロットのほうから先にいきますけれども，農地法の特例でしょう。これであって，それで適用できる。これは，私もあそこに関わって仕事をして，はっきり言ってできなかった話なんで，何かに利用されるということは私も大賛成であります。1番議員からも出ましたし，生産性を上げるんには，もう7年，10年かかります，これは。この目的の離職者の支援事業としては，私はふさわしくない。ただ，今の答弁では，研修地，実習地というような，また新しいことが出てきましたけれども，非常にこれ聞きますと，事業としてはあんまり煮詰まっていなないということ，それまでの管理はほんなら誰がするんか，その管理の問題ですね，管理を誰がするんかちゅうんも多分できていないんだろうと思うんですけれども，私がやってきたときに，もう地元の方は地元で払下げしてほしいっていう声はあったんですよ。ほんで，あそこはみかん畑としては非常に優良な土地です。土もええし，非常に優良なんで，そういう形に最終はなるんかなと思っただけなんですけれども，もう一つ具体的に聞いたら，600万円入れて整地して苗木を植えるのか，その管理をどこがするのか，そこらを現時点で分かっている範囲でお答えいただきたいと思っております。

それと，簡水の問題ですけれども，副町長も町長も，私の考えと同じなんですよ，実は。実は同じなんです。ただ，そこに差が出るからおかしいなっていう，私が考えを持っております。この予算がたしか3,600万円，このコロナの事業で25事業あって1億6,000万円，約21%をこの簡水の免除なり未整備地区の支援に回す，これが非常に差が出ている。第一読会で聞いたところでは，一番高い人でたしか7,800円，未整備地区の人は月1,000円ですね。1,000円の6か月，6,000円ですね。これ間違いない

ですね。高いところは、この計算でいきますと4万6,000円になるんです。私の家で、6か月で大体3万円、中間です。そういうんでなしに、これは副町長も平等に水資源、これはこのとおりだと思っんです。いろいろな理由があつて簡易水道に入れない家があつて、自分でボーリングするとか山から引いている、非常にライフラインとしては衛生的に悪いとこで、命につながる飲料水を利用している。

私が言いたいのは、平均して出すべきでないかと。この予算を割りますと1万7,500円ぐらいですか、2,000戸で割りますとね。私は、水資源を利用するっていうことは、みんな一緒やと思っんです。理由があつて水道に入れない方がおいでますので、公平にしたらよかつたんでないんかいなと思つております。

それと、もう一つ心配するのは、水道利用、みんな苦心して勝浦弁で「しまつ」つて言っんですかね、風呂の水は畑総の水を使うたり、いろいろ苦労して水資源を大切にするという考えが今定着しとんですね。ただ、この6か月間、はっきり言つて水は使い放題。使い放題と言つたら語弊がありますが、水を使つても水道料金はかからない、要らないつていうのが、そういう意識になつては私はいけないと思つておりますので、今さら私が予算をどうこうしませんが、やっぱり考え方としてきちつと持つとかなんだら、町民はちよつと不公平感を感じるんかなと思つますので、最後に町長の考え方を示していただきたい。

ほんで、できましたら、運用面でもう少し検討を要するんでないんかなと。水利用を平等と言っんだつたら、もう少し運用面で考えてもいいんかなと思つ気がいたしますので、これも含めて答弁お願いします。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 簡易水道、押しなべて水を平等に住民の方に使つていただくということで、まずおっしゃるよつに、これが浪費につながつてはいけないと思つます。そのあたりは十分にPRをしながつらやつていかなければいけない事業かなと。えつてして、そういうことが目につくと、今後とも水行政に深く関わるこつだと思つております。

それから、未普及地域の方に対しての小規模飲料水施設として持つておられる方は、おおよそ自分たちの要綱等を定めて料金等を定めているのであれば、それに適用させていただきたいと思つのと、個人で、また二、三人でついうよつな方について

は、今なおもう少し、今回ご決議をいただいた中で検討をしていきたいというふうに考えております。

今回、この水ということで、町内でも、本当であれば全町一律にというような状況なのが、簡易水道ごとに、施設ごとに変わっているというようなところで、非常に金額的に不平等感はあるんですが、水として見た場合にどうこうというような考えに至っていただければありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、先ほどの補足になりますけれども、農地法の関係で、初めて話が出てきたというようなところもありました研修、実習園地というふうにお答えいたしましたけれども、町が活用する場合には、そういった方法、利用の仕方では法的にはクリアをいただきまして、将来的には、その利用をいただく方への譲渡っていか払下げ、売却等々も考えていく必要が、その収益が上がる頃には、そういったところも検討していかないかなというふうに思っております。

それから、その管理についてですけれども、当然、利用いただく方々に先に立って管理はいただくんですけれども、そのフォローとしまして、町の営農指導員、それから考えておりますのは、アグリサポートの方々にもお手伝いといいますか、そういったフォローができるのでないかというふうには考えております。

以上でございます。

（9番国清一治君「苗木は植えるんかどうか」の声あり）

苗木、その辺のお手伝いもできるのではないかというふうに思っております。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） 補正予算関連について質疑を行いますが、まず、前の議員と関連するんで、1つ目は、先ほどのパイロットの事業なんですけど、今の答弁の中で、園地を整備して、コロナ関係の離職者とかを対象に苗木も植えるという話なんですけど、苗木を植えるのは、それは町が植えるのか、その離職してくる人が植えるのか。そのときに、もし苗木の補助とかがある場合に、そういうんは町有地に植えるのに対象になるのかどうか。町有地に苗木を植えるのは、苗木補助の対象になるのかどうか。

か。どんなもんを植えるかっていうんは、個人が植えるのだったら、こういうものを植えたいっていうんがあると思うんですね。例えばみかんにしたいとか、スダチにしたいとか、ユズにしたいとか。そこらあたりは、どちらの意思でできるのかどうかということがまず1点と、もう一つ、上下水道課の関係の簡易水道の減免のことなんです。第一読会でも、この算出根拠っていうんは言われたんですが、ただ、そのときに、前の実績と値上がり分が考えられるということだったんですが、1年間の実績を取るにしても、いわゆるよく使う夏場と冬場というんがあると思うんですが、これで去年の実績が、合計で5,480万円ぐらいですね、決算の資料から見ると。それで、4月から9月までが幾らだったのか。それと、冬場の、いわゆる10月から3月まで。今回対象になるんが、この10月から3月までですね、今度の減免の対象になるのが。それが昨年度で幾らだったのかと、値上げ分としてどのぐらい見込まれているのか、その金額について答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、こちらに問われておりましたのは、苗木の補助に関わるところでありますけれども、移住・定住を全面的に進めていくという上で、条件としまして、町有地になりますけれども、作られる方への補助をしたいと、このように考えております。

（8番 笹 公一君「ちょっと小休ええですか。ちょっと小休」の声あり）

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 耕作者への補助という捉え方で補助のほうは問題はないかと思っております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 答弁漏れありませんか。

河野課長、いけますか。

それでは、大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） ご質問にお答えいたします。

減免の積算根拠のご質問ですが、昨年、令和元年度決算書の主要書2で決算額が約5,479万1,000円となり、かつ4月から9月までが2,735万7,000円、10月から3月までが2,741万6,000円となります。この年、冬場の10月から3月までの収入が多いのは、昨年度に消費税の改正がございまして、基本料、超過料金が改正されましたので、それが理由と考えられます。

それと、もう一点、今年度のほうの料金変更が行われている地区が2地区ございまして、約190万円の増加を見込んでおります。その金額を加算して予算額を算定いたしました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 籾議員。

○8番（籾 公一君） 1点目のパイロットのほうのことは、いけるということなんで、これは了解しましたが、次、簡易水道のほう、担当課の見通しとしたら、値上げ分も含めて、去年の実績と今度の値上げ分もして約2,900万円。2,940万円か、そのぐらいになるということなんです。これ査定したほうから、副町長なり町長なりに、今回3,200万円ぐらいやと。私が思うんは、このうちの100万円でも、もしも査定のときに削っておって、その分を財源として新しい事業ができたんじゃないかなというよな、そういう考えっていうんはなかったのかどうか。これが安全を見た範囲なのか、それとも、もう少し切り詰めて、これを3,100万円ぐらいにして、100万円でも、この財源として新しい事業をするというよな考えはなかったのかどうか。この点について答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 水道の減免の金額の査定につきましては、先ほど課長のほうから説明があったように、そういうふうな計算の下で予算措置をしたところでございます。

もう一つ新しい事業をとるところが、ちょっと勘違いしておりましたら申し訳ないんですが、基本的には、地方創生の交付金の中でどのような事業をやるのかというふうなことであろうかと思えます。その分を切り詰めて100万円で何かするというふ

うな何ではなく、その分につきましては必要であろうということで予算づけをいたしております。それ以外の新しい事業につきましては、今回上げてございます、いろいろな事業を見詰めた中で査定して実施しようというふうに考えているところです。

ただ、交付予定額にまだ至っていない部分がございます。その分につきましては、最初の説明でも若干したかとは思いますが、今後、追加で事業をお願いすることはあろうかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前11時49分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 先ほどの8番議員の関連質問になりますが、パイロット実習園地の苗木を植えて、それが生活できるようになるには、最低7年から、落ち着くまでには10年かかると思います。その間に経済対策として雇った人の生活をどういうふうに支えていくのかとか、それから、みかんを収穫するようになると、様々な施設が要ります。そういうことも含めて、せっかく来ていただいた人が、希望を持って勝浦町の貴重な人材として残ってくれるように育てなければならないと考えますが、そのような対策は取られているのでしょうか。

私は、新しい制度の理解はないんですけど、国の制度として、それと県の制度、県の補助金をもらって、1,000時間ぐらい研修施設に行く場合は年間150万円の補助金が出る。それから、その実習が終わった後の5年後が国の補助金150万円が出るっていう、新しい制度に替わる前の制度しか頭がないので、それだと、7年きちんと150万円の補助金が出るわけです。だから、その間は、苗木を育てながら、ほかでお金をみかんの篤農家のところに学習に行って、生活の差額分を稼ぐということ。それともう一点は、農家というのは、一人で作業をするのは本当に作業効率が悪いんで、できれば家族単位で作業できるような夫婦で就農するっていう、だから、招く人を勝浦町の人材として最後まで育て上げるという観点がなければ、思いつきの事業に終わるような心配がありますが、そういうふうな長期的な観点を持って今回の取組をされている

のか、お尋ねしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） ただいまご質問をいただきました長期的な視野でというところでありますけれども、これにつきましては、今おっしゃっていただきましたように、そういった施設的なこととか、それから、当面の苗木だけでは生活できないといったところも含めまして、いろいろ形はつくっていかねばいけないとは考えております。ただ、具体的なところはまだ検討段階ということで、ここではお答えさせていただくんですけれども、ただいま言いました、そういった新規で就農いただける方々については、先ほど議員がおっしゃっていただきましたように、各種の資金とか、そういったところも利用できますので、それらも全部含めまして形というものをつくっていかねばいけないと思っております。早急に、その辺も含めて検討させていただけたらと思っております。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） みかんというのは、野菜とかと違って、なかなかお金に苗を植えて、すぐ次の年からお金になるということは不可能です。だから、きちっと10年単位で招き入れるという構想がなければ、苗木を植えて、それがどうなるか分からない。生活していけないから、勝浦ではやっていけないっていうことになりかねない危惧があります。だから、その間の苗木を植えてどうなるかという具体的なことをしっかり対策を取って、事業を実りあるものに育て上げてほしいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（美馬友子君） 答弁はなかったけど、いいですか。

じゃ、ここは町長ですよ、10年計画……。

町長、行きますか。

野上町長。

○町長（野上武典君） なかなか全く農業に関係してなかった人が都会から来てっていうのは難しいかとは思いますが。例えば勝浦で育って、そういった方が帰ってきていうのとは、また少し違うかなと。ただ、そういった方も来ていただけたら、非常に土地とも愛着があり、いいかなと思うんですが、もともとあすこのパイロット園地っていうのは、昔の勝浦園芸高校という時代に使われていた実習園でございますし、園

地の中には、開いてみますと、今は草ぼうぼうなんですけど、道路も通っているというふうには聞いております。そういった園地が再現できないかというふうなところもありますし、課長のほうからもありましたように、2年間の実習期間、それから5年間の次世代育成の交付金、こういった年間150万円では到底生活していくには難しいかと思うんですが、その中でも、例えば農家の手伝いであるとか、それを手伝うことによって一緒に学ぶ、また、勝浦町の果樹研究所の跡地のかんきつアカデミー、そういったところにも入ることによって研修期間の助成金というのももらえるんじゃないかというふうには思います。やりようによっては、そういったものを頂きながら、どうにか農業を学び、また生活っていうのも考えられる仕組みができるんじゃないかと思っております。

そのあたりは、町がどうやって育てていくかというような思いも必要だったと思っておりますので、担当の農業振興課とは十分協議をしながら、今後、事業について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 補正予算の質疑の途中ですが、正午が近づいているのと、1時間後の換気は必ず必要なので、議事の都合により休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第5号補正予算についての質疑の途中です。

質疑はありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 補正予算（第5号）の質疑を始めます。

予算書の12ページ、4項の衛生費についてお伺いします。

実は9月19日、先週の土曜日に県で県知事のほうから、インフルエンザ予防対策で接種料補助を行うという新聞記事がございました。無償化の対象となるのが65歳以上、重症化リスクのある特定の疾患を抱える60から64歳が無償化対象でございます。

それで、補正予算では、4項の1の1の12と18に約550万円の予算が組まれております。国と県の支出金でトータル的には予算が組まれてるんですけど、このうち県か

らの補助がどれぐらいになるのか、福祉課長にお伺いします。

それと、あと2点目、15ページ目の教育費、9款でございます、9-1-1-19。先ほど徳島医療専門学校の補助金は説明を受けました。その下の高校生、19節にあります450万円の予算が組まれてます。1人当たり3万7,000円から4万円の予算とお伺いしてはいますが、詳細が決まったら、これを教えていただきたい。この2点をお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今回、県のほうのインフルエンザの予防接種事業が補助事業となりましたというところで、今回の補正でお願いしておりました高齢者分、1人1,600円掛ける対象者人数1,816人の対象としております合計290万5,600円、この分が、今回、県のほうの事業となります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 特定疾患の分も入ってですか。60から64歳の……。

○福祉課長（木村美枝君） それも入っております。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 高校生への助成ということでご答弁させていただきます。ちょっと繰り返しの説明になるかも知れませんが、ご容赦ください。

この450万円の根拠でございますが、基本的には、小・中学校の給食の助成、こちらとのバランスを考えております。改めての説明になるかも知れませんが、ご容赦ください。小学生が1食当たり300円、中学生が1食当たり330円というところから、350円ぐらい、1食と想定しております。

それで、給食費の無償化ですが、108食分を想定しております。そういったところから、高校生1人当たりですが、350円掛ける108食分ということで3万7,800円、1人という数字はまず出てきます。

こちらと、勝浦中学校の今の高校1年生、2年生、3年生に当たる卒業生の数、この人数が110人ということで、おおむね1学年に3名ずつぐらい余分、上乗せをしておりまして119名対象者ということで、今のところは考えております。したがって、この450万円の根拠となりますのは、3万7,800円の119人分ということで449万8,200円という数字が出てまいります。

ただ議員さん、多分ご質問と思います、この3万7,800円ということで、ちょっと端数出ますので、交付というところでは、切りのいい数字が適切なのではないかと考えております。結論から申しましたら、額のほうを確定できてませんが、議員さんがおっしゃったように、3万7,000円から4万円ぐらいの線で今検討しております。

なお、この検討に際しましては、小・中学生、春先には商品券1万円分交付させていただいてる事情とともに、小・中学校のは義務教育というところもあります。そういったところも考慮しまして、今後、金額のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） もう一度、福祉課のほうで、ちょっとよく290万円というトータル的なあれなんですけど、12節と18節の関係を最後に教えていただきたいです。375万1,000円、179万8,000円、これとの関係で、その中で290万円、県から補助が出るということでよろしいのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 教育委員会は続けていけますか。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 議員おっしゃるとおりでございます。今回、県のほうの事業となりましたのが、65歳以上の対象者になりますので、290万5,600円、それだけが県のほうの事業になります。あと子供の分に関しては、今回の交付金を使わせていただきます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） さっき60歳から64歳の特定疾患も含むって言うたんは含めとんですか。そこが今回、最初の予算ではなかった分ですよ。ここもあつたんですか。最初から勝浦町は、ここも予算に入れとったんですか、60歳から64歳までの…

○福祉課長（木村美枝君） 特定疾患につきまして、高齢者のインフルエンザというのが定期接種になっております。その65歳以上の者で、もう一つ、60歳以上から65歳未満の者であって、心臓、肝臓、呼吸器の障害がある者に関しては、その定期接種の対象となっておりますので、今回、その方も含まれております。

以上です。

○議長（美馬友子君） この1,816人の中に含まれとるということですか。分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 農業振興課に少し質問したいと思います。

先ほどからパイロット園の利活用ということで、ずっといろいろ聞いてきたんですけども、私も、どうしても補助金ありきで、先が見えない、成功するか失敗するか分からない、何年かかるか分からないようなところに補助金が今回の事業に使われるということで非常に心配しているところであります。

聞いてますと、いろいろ将来的なというか、成功するんやろうか、行き当たりばったりのお金の使い方でないんかいなということが物すごく感じられます。しかしながら、やるということで進んでおるんですから、一つだけ聞いておきたいと思います。

これをやることによって、この事業が成功すると思いますか。また、第1段階で失敗に終わり、またいろんな補助金等を投入して、そうならんようにせないかんのですけども、今回、お金を入れることによって成功させる気持ちはありますか。それと、もしあかんかったときは、それなりの答弁も必要になってくると思うんですけども、議員にでなしですよ、町民に対して。そこまでの気概、心意気は持っておりますか。これは課長と町長に聞きたいと思います。

それと、前にも言いましたJR西日本でPRすると。これも費用対効果は、この間も聞いたんですけど、ちょっとまだ腑に落ちませんので、そのところも課長と町長にお聞きしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、気概といいますか、事業を行うに当たりましては、要するには、成功に向けてという考えで進めてまいります。ただ、その移住・定住に向けた募集というところで、結果的に集まらなかったというようなことがあれば、何らかの方策は考えていかなければならないと考えてます。ただ、整備をした以上、荒らすわけにはいきませんので、そういう気概を持って取り組んでまいりたいと思っております。

それから、2点目の広告に関してでございますけれども、こちらについても、前回、費用対効果というようなところも聞かれておりましたけれども、何とか勝浦みかんをどうにかPRを行ってまいりたい、そして販売を向上させていきたいという思いから、特に今年は豊作年でもありますので、大きな関西市場を一つの目標としましてPRをしていきたいと思っております。

このポスターだけでなしに、今、JAとも協議しまして、そちらの関西方面のパイヤーとの話によっては、販売戦略といえますか、実際に販売のPRもかけてまいりたいと、このように思っております。

費用対効果については、すぐに数値に表れるというか、そういったところは、今後の売上げといえますか、その辺の推移を検証してまいりたいと、このように思っております。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） いわゆる昔のパイロット園地、勝浦高の実習園であったところでございますが、前から言われております、今、河野課長からもありましたように、当然のこととは思いますが、何らかの成功っていうのを収めなければいけない事業かなと思っております。

あそこに関しては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、いわゆる実習園となる、またパイロットとなって、勝浦町のみかんの栽培の拠点農地と言えるところと思っております。その農地を町が持ったばかりに荒らしておくのはいけないと、これから、このみかん栽培を維持継続していく以上に盛り上げていく上でも必要な対策かなというふうに思っております。

また、大阪の駅の中のポスターでございますが、私も篤農家あたりと話をして、こういうことを予定しとるといようなことで話しますと、非常にいいことだといようなご意見もいただいております。特に課長からありましたように、今年は豊作の年と思っておりますし、そういったときに販売のときに併せて、勝浦町の熟成みかんが売り出せるといようなことで絶好の機会かなというふうに思っております。ありましたように、何か販売イベントができるならば、もし可能であれば、私も出向いて参加してやっていきたいというふうに思っております。

また、市場とも農業振興課は話をしているということで、そちらのほうも好感触を

得ているというようなことで、何らかの効果には十分なり得るといふふうに思っていてや  
っていきたいといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） それでは、議案第6号について質疑はありませんか。

令和2年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 聞いてなかったんかも分らないんですけど、例の3,200万円の  
件は、金額はそのままで、配付方法を変える、再検討するだったのか、それともそ  
のまま6か月ということで行くんだって、どっちだったんですか。ちょっと確認を取  
ってみたい。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午後1時44分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

野上町長。

○町長（野上武典君） いわゆる水道のことで、先ほども答弁をさせていただきました。  
金額的には格差はあります。ただ、使う水は、ほぼ一律で公平であろうと。金額的  
な格差で生まれるのは、簡易水道の施設であるとか、たまたま、そこが新しく施設整  
備をしたから高くなっているというようなところもございます。そういったところで、  
水を全体に使うだけの分を分け分けすれば平等になるというような思いもありま  
す。金額で考えると格差はあるんですが、使う水と考えれば同様でなかろうかとい  
ふような思いでございます。

また、検討するというのは、先ほど申しましたように、未普及地域の部分での配付  
の仕方、そういったことについては、検討の余地があるんでなかろうかといふふう  
に思っております。

簡易水道につきましては、これから10月からの6か月間、検針をして、それに使っ  
た分に見合うだけの水道料金と同額のことを、簡易水道会計のほうに一般会計から繰  
り出すというようなところでご了解をいただけたらといふふうに思っております。

その積算根拠につきましては、多少変わってくるところはあろかと思いますが、そ

ういった内容でお願いできたらということでございます。

○議長（美馬友子君） いけますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑ないようですので、議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第8号について質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第8号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第8号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、職員の特  
殊勤務等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第8号、令  
和2年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてまでは、原案のとおり  
可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第13、議案第9号、勝浦町立小中学校校内通信ネ
ットワーク整備業務委託契約の締結についてから日程第16、議案第12号、令和2年度
勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題と
いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から、議案第9号から議案第12号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 本日、追加提案させていただきました議案の提案説明をさせ
ていただきます。

議案第9号、勝浦町立小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託契約の締結につ
いてであります。それと議案第10号、勝浦町立小中学校コンピュータ機器一式購入契
約の締結についてであります。

両議案とも、G I G Aスクール構想の実現に向けて、町立小・中学校に校内通信ネ
ットワークを整備する業務委託契約及び、それに関連するコンピュータ機器一式の
物品購入契約について、それぞれ相手方を定め、その者と契約を締結するに当たり、
勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規
定によりまして町議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号、令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

実は先週、突然に故障した農業集落排水施設の設備を緊急に修理するための財源を
繰り出すもので、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
341万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億251万1,000円とするものであります。

議案第12号、令和2年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ341万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,005万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終わりました。

続いて詳細説明を求めます。

議案第9号及び議案第10号について、石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） それでは、教育委員会から、まず議案第9号、勝浦町立小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

今回の契約につきまして、まず契約の目的であります、小学校2校と中学校1校の校内通信ネットワークの整備を行うものであります。具体的には、各学校においてフロアスイッチ、無線アクセスポイント、充電保管庫等の整備及びLAN配線工事等を実施いたします。

整備箇所につきましては、こちら議案のほうでは、生比奈小学校ほか2校としておりますが、この2校につきましては、横瀬小学校と勝浦中学校ということになります。

契約の方法ですが、指名競争入札ということで、教育委員会が去る9月10日に実施しました指名競争入札による業者決定に基づく契約となっております。

なお、この入札ですが、7者の指名に対し2者の辞退があり、当日、5者の出席により実施をいたしました。設計価格に対する請負額の割合となります請負率でございますが、93.9%となっております。

契約金額ですが、税込みの3,025万円ということになっております。

契約の相手方は、徳島県徳島市かちどき橋2丁目29番1号、扶桑電通株式会社徳島営業所所長森内耕一となっております。

履行期限としましては、令和3年2月26日までとなっております。

続きまして、議案第10号、勝浦町立小中学校コンピュータ機器一式購入契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

契約の目的であります。いわゆるGIGAスクール構想の中で生比奈小学校、横瀬小学校、勝浦中学校において一人1台のタブレット端末を整備するための必要な物品等を購入するための契約となっております。

品名ですが、CHUWI Hi10X（日本語JISキーボード版）となります。

構成する物品としまして、パネル、キーボード、メモリー等が含まれております。

数量につきましては315台となっております。その内訳ですが、児童・生徒288台、指導者用が27台となっております。

契約の方法ですが、随意契約となります。

こちらの契約の関連となりますが、GIGAスクール構想における児童・生徒一人1台端末の整備に当たっては、効果的、効率的整備の観点から、文部科学省により都道府県単位を基本とした県、市町村の共同調達を推奨されていたこともあり、今回、大量調達による安価な調達等を目的としまして、本町としましても、共同調達による必要物品の調達を行うこととしております。今回の契約では、先日、徳島県が実施しました入札結果等に基づき契約業者を決定しております。

なお、この入札ですが、一般競争で行われ、応札業者が2者ということでお聞きをしております。

契約金額ですが、税込みで1,403万3,250円となっております。内訳でございますが、1台当たり税込み4万4,550円の315台分ということになっております。

契約の相手方ですが、徳島県吉野川市鴨島町知恵島1320番地16、アジア合同会社代表社員藤本順子でございます。

なお、本契約の履行期日は令和3年3月31日までとなっております。

以上、議案第9号及び議案第10号につきまして、教育委員会からの詳細説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第11号及び議案第12号について、大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 議案第11号、令和2年度勝浦町一般会計補正予算

(第6号)についてご説明いたします。

議案資料よりご説明いたします。

1, 農業集落排水事業特別会計繰出金。予算科目は5款1項14目27節4, 農業集落排水事業特別会計繰出金。概要ですが, 令和2年9月17日に農業集落排水施設の中で回分槽——流入してきた汚水を処理水と汚泥に分離する槽がございます。その中で, 処理された水を排出する機械の一部でありますパワーシリンダーが壊れました。18日, 19日に調査作業を実施いたしました, パワーシリンダーを交換しなければ施設の機能が維持できないことが判明いたしました。

回分槽の施設は, 通常2台で交互運転しておりますが, 現状は1台で運転しており, 非常に負担がかかっております。もう1台も故障する可能性もあり, もし2台同時に壊れてしまいますと, 機械による排水処理ができず, 全て手動対応となり, 24時間作業員を配置するため費用も大幅にかかります。何より施設を利用している住民に多大に迷惑をかけますので, 今回は緊急性があり, 早急に取替え工事を実施しなければならないため, 農業集落排水事業特別会計への繰り出しをお願いするものであります。

次に, 予算書にて説明いたします。

歳出は, 5款1項14目27節4, 農業集落排水事業特別会計繰出金341万円は, 農業集落排水事業特別会計にて説明させていただきます。

続きまして, 議案第12号, 令和2年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

1款1項1目14節1, 工事請負費341万円。先ほど説明させていただきましたパワーシリンダーの交換費用でございます。

続きまして, 歳入です。

1款1項1目1節, 一般会計繰入金341万円です。

以上2件をご審議いただき, ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(美馬友子君) 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第9号について質疑はありませんか。勝浦町立小中学校校内通信ネットワーク

整備業務委託契約の締結についてでございます。

仙才議員。第一読会ですので、座ってどうぞ。

○4番（仙才 守君） それじゃ、簡単なんで。ネットワークの整備業務委託ということなんですけど、これは入札をしたということですが、仕様書か何かを書いて、その仕様書に基づいてやったというふうに思うんですけども、その仕様書っていうか、設計書っていうか、それはどこが書いたんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） こちら基本的には町の教育委員会で作成しております。ただ、作成に際しましては、文部科学省が示しました各仕様書ですね、そういうのを参考に町のほうで作成をしております。

○4番（仙才 守君） 教育委員会が書いたと、こういうことですか。

もう一点、このシステムの保守とか、そういうのも仕様書の中に入ってたんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回、このシステム設定の中では、当然、いろいろ物品のほうも購入します。そういった物品の関係については、まず1年程度保証がついております。保証の後の件ですが、こちらにつきましては、この契約とは別途ということで、また保守業務の検討というところになるのかなというところで考えております。

以上でございます。

○4番（仙才 守君） 保守については全くうたわれてなかったということですか。

結構です、取りあえず置きます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） すごく単純な質問をするんですが、先ほど設備の面で充電保管庫というのを設置するって言われたんですが、それはどのようなものなんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） タブレットの保管場所ですね。保管ということでタブレットを、例えば立てて保管する、そこらは形状になると思うんですけど、

基本的には、タブレットの保管をしつつ充電を行うと、そういった機器になります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） ネットワークっていうことで、これはインターネットとの連結という、外部の光ファイバーですね、これの連結はあるんでしょうか。それとも校内LANだけなんでしょうか。できたら、インターネットにつなぐ場合の回線というのは、どれぐらい。315人分ですから、何回線か、各小学校に2つか3つの回線が要るのではないかなあと思うんですけど、その点お願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回のシステム、基本的には校内でのシステムということになります。

それとインターネットとの接続、こちらにつきましては、やっぱり現場の状況もあると思いますので、今後、現場確認しながら最適な方法というものを検討していきたいと考えております。

○2番（相原喜久男君） 取りあえずは、インターネットは、また必要になればそちらに連結させるという認識で、取りあえずは校内LANあるいは学校間の連絡、学校間もできんようになるんですね、インターネットをつなげなければ。どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） すいません、ちょっと私の説明があれだった。インターネットとかは基本的に見えると思うんですが、回線がダイレクトに行くとか、そういったところはないかなというところになります。インターネットは多分見えるようになるかなと思うんですけどね。

それと、学校間のほうになるんですが、こちらのほうも、基本的にはできるという方向で行きたいなと思っております。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、続いて、議案第10号について質疑はありませんか。コンピューター機器導入契約です。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） CHUWIのタブレットということで、ネットで見ますと、アマゾンなんかでは2万円台の中華タブレット。なかなか優秀な機械だというふうに見てます。ただし、2万円台なんで、実質的に4万4,000円かだったと。ソフトの面でどういうふうなものを導入する予定なんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回の契約には、基本的にはソフトというのは含まれておりません。ソフトは今後検討していくことになると思います。今回の契約には、ソフトは具体的にこれっていうのは含まれておりません。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 最低限、ウィンドウズ10のベースであれば、オフィスでワードとかエクセル、パワーポイントぐらいの最低限のソフトは必要かなと思います。2万円台の中華タブレットなんで、あと1万ちょっと出せば、この予算内に入ると思うんで、ソフトがなければ、単純にインターネットエクスプローラーとウィンドウズに附属のプログラムしか動かないということなんで、そのあたりは、どういう運用をする予定なんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今、私、答弁、ソフト、基本的には今回には含まれてないことを説明させていただきましたが、今後、インストールするソフト、今も始めてるんですが、学校と協議の上、例えばセキュリティーの問題もあると思いますが、フリーソフトも含めて今検討しております。学校ですから、一太郎とかそういうところも当然欠かせないのかなというところはあるんですけど、そういった点も含めまして、協議の上、決定していきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 基本的にフリーソフトで運用する、それから機器に附属のソフトで、ウィンドウズ附属の標準のソフトで運用するという認識でよろしいですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） フリーソフトの部分については、ちょっとまだ検討ということで何とも言えないところがあるんですけど、当然、ウィンドウズに付随してるソフト、こちらも入ってるということですので、それを中心に今後協議をして決めていきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 今の相原さんの部分で、まず一個確認なんですけど、今回の1台当たりの値段に含まれるものは、結局、何々なんですかね。今回の予算というか、2,400万円に含まれるものっていうたら、詳細を教えてください。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 契約の中に仕様ということで記載しております。CPU、メモリー、ストレージ、パネル……。

○議長（美馬友子君） もうちょっとゆっくり、資料がないんでお願いします。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） CPUですね。メモリー、メモリーが6ギガとなっております。ストレージ、こちらが128ギガバイトです。あとパネル、こちらが10.1インチ、解像度が1,920掛ける1,200ということで聞いております。あとキーボード、日本語のJISタッチパッドということになっております、キーボードがついております。あとカメラがついております。OSですが、ウィンドウズ10となっております。あとバッテリー、待機時間が260時間のもの、あと動作時間9時間ということで、ACアダプター1個ということで聞いております。主立ったものは、そういったところで聞いてます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） このタブレットペンとかはついてないんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっと仕様を見るあれでは見当たりませんので、もし何でしたら確認はしときたいと思います。ちょっと仕様のほうでは、そう

いったあれが見当たらないで、すいません。

○7番（松田貴志君） ちょうど私たち、タブレットを2年前から使わせてもらって、もちろん、タブレットのペンがあれば便利やと思うし、実際、今の説明の中で、今、私たちが使ってるんでしたら、カバーも今の説明の中にもなかったと思うんですよ。

先ほど相原さんも言われましたけど、実際、局長のほうからは、より安価で購入できた旨の説明があったんですけど、今、流通している同モデルでキーボードつきのでいえば、1万円以上安く実際は手に入れられるんですよ。あえて今回、この共同調達することによって何が得られたんですか。その部分、もう一回説明をお願いできませんか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回、県のほうで入札して、その経過を言いますと、一回、これも予定価格を出すのが不落になったような経過も聞いております。ですから、すいません、私、勉強不足なんで、今、相原議員さんがおっしゃった2万円何ぼっていよん、私もその認識がなかったもので、この4万4,000円、この値段につきましても、かなり安くなったのではないかという推測ぐらいしかできないんですが、安くは確かに調達できてるのかなと思っております。2万円何ぼのにつきましては、私も勉強不足で認識できていませんでしたが、相場的にも安く調達できてるのではないかと考えております。

以上でございます。

○7番（松田貴志君） ごめんなさい、言葉を返すようですけど、勉強不足ももちろん分かるんですけど、相場的にもという部分は間違いなく違うと思うんですよ。そういった専門家の方とか、もちろん、共同調達で随意契約せざるを得んような状況も分かるんですけど、やはり、その予算の範囲内でよりよいものを調達するっていうのが目的だったと思うし、実際、共同調達することによって、国の補助金上限が4万5,000円で、極端な話、その4万5,000円に合わせて各メーカーがこういったハードを開発して提供できるような形に持っていったんですよ、今回って。その中で、あえて、もう機種選定については今さら言うてもしやあないんですけど、実際、今の金額の中で、今、私が追加で言うたような備品とかカバーとか、もしついてないんやっ

たら、ほれこそ、言葉は悪いですけど、安物買いの銭失いになるんちゃうかなとか思うんです。

ここは私の思いなんで、これは答弁要りませんが、追加で、今回の契約の中で保守点検、さらには、こういったサポートについてはどういった契約になってるんですか、その点お願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） こちらタブレットのほうも機器ということで、メーカー保証1年ついております。その後のお話になるかと思いますが、これ議案第9号とも関連すると思います。議案第9号でネットワークを築いて、機器はこの議案第10号のほうで購入すると。後々何かあった場合に、原因の究明が困難なことが予想されます、業者さんが違うことになったことで。この場合としまして、取りあえずは、現在のところ確認してるのは、まずネットワーク設置業者のほうで原因を特定すると。そこまでやってもらって、後は、当然、原因の責任の所在によって対応いただくと、そういったところで確認はしております。

以上でございます。

○7番（松田貴志君） 1年保証、メーカー保証以降の、今回、契約された法人との保守の部分での契約についてを聞きよんですけど、それはないんですか、実際は。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回の契約に保守のほうについては含まれておりません。また、このときの別途ということになっております。

○7番（松田貴志君） 実際、たまたま今、私らが使ってるiPadに関しては、故障もなく、今のところ交換もしてないんかな、いきよるけど、この辺の部分を考えたら、これやったら保証をついてる契約と思うんですよね。ここらあたりって、本来は巻くべきでなかったんかなと思うし、特に今回、ウィンドウズということで、この間、ウィンドウズ7から10への移行のときに、いろいろばたばたした部分があったということもあって、ちょっと心配しとんは、そもそもの、この端末の耐用年数をどれぐらいで想定されてるのかと、あとウィンドウズ10のサポート期間に関しても、そこらあたりと関わってくると思うんですけど、そこらあたりも想定に入れての今回の契約になってるのかどうかっていう部分を聞かせてください。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） まず耐用年数ございますが、5年の想定となっております。

それで、OS、ウィンドウズの件でございますが、現在の情報ということでご理解いただきたいんですが、今のところ、マイクロソフト、こちらの方針ということでごつかんでる情報としましては、今後、当面の間は大きな変更はないということと、今回、ウィンドウズ7を、突然というたらおかしいですけど、保守切れとなりました。ウィンドウズ10ということになったんですが、今回のような事態は想定してないと。今後におきましては、ウィンドウズを定期的に更新をかけていくということで、今回発生したような、こんな大幅な変更、こういうところは、今のところ、マイクロソフトとしては方針を持ってないというところで、ちょっと様子見になるのかなというところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（松田貴志君） 今さら機種のことを言うてもしゃあないんやけど、このiPad。iOSって、意外とアップデートすることによって、本体とアプリとの機能的なそごが生じにくいという部分があると思うんですけど、ウィンドウズに関しては、そこらあたりのサポートが弱いっていう話も聞いたんですよ。この辺を考えたときに、やっぱり繰り返しになるんやけど、保証、またサポートに関しても、何らかの納入業者等との契約はすべきかなと。ネットワークを整備する業者に別個そういったサポートの契約をするのも、それはそれでいいんでしょうが、そこらあたりが、何で今回入れれなかったんかなっていうんがすごく不思議でしゃあないんやけどね。それはもう、うち以外も全県下の同じような状況っていう認識でいいんですかね、どんなんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 共同調達ということで、ほかの市町村の情報をある程度共有できてますが、よそにつきましても、ある程度、うちとよく似たような状況で進んでると聞いております。

○7番（松田貴志君） ちょっと整理します。

○議長（美馬友子君） 関連で、私からもいいですか。

入札のことは詳しくないんで、共同購入されたんで、この業者からプレゼンはなか

ったんですか。今言われたんは基本パッケージだけじゃないですか。応用パッケージで、保守とかハード、ソフトとか、その他もろもろの、こんなことができますよっていうのは、プレゼンで、いつもだったらあると思うんですよね。そんなことは全然教育委員会は聞いてないんですか。

石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回の県の入札によって業者が決まったということで、直接、町のほうが業者さんとそういうやり取りをしたっていうことは、経過はございません。

○議長（美馬友子君） 県が決めた基本パッケージしか町は買えないっていうことでええんですか。応用パッケージは町が独自で補助金なしでやるという話とは思いますが、その分は、どんなことができるかということも聞いてないんですか。応用でここまでのことはできますよとか、Aプラン、Bプランやらあるじゃないですか、ほんなことは聞けれとんですか。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回、これが基本ということで契約して、後は各市町村で、この業者との協議で進めていくと。一回、これで基本的な部分を契約して、あとインストールするソフトとか、そういうものを含めて、各市町村のタブレットをこうして運用したいという話の下に事業を進めていくようになるかと考えております。

○議長（美馬友子君） 心配しとんは、国が12月にG I G Aスクール構想を言うたんですよね。ほんで3月のときに、G I G Aスクール実現に向けてって補正も組んで、ほんで3年間っていうて、このコロナがあったんで、どんどん急ピッチに進めよんで、しっかりとしてなかったら、点検とか保守が一番大事なことなんで、ほんまにそんなことがどこまで応用でできるんかとかということが、私も機械に弱いんですけど、ほんなことが一番大事ではないんかなと。子供が落としたら、どれだけの保証があるのか。また、ひょっとしたら家に持ち帰って、1か月の休校になったら、持ち帰った場合には、もしほかの家族が使った場合になるんなどというところまで、ちゃんと話ができとんかというところがすごく心配なんで、その点、皆さんも質問しよると思うんですけど、それはどんなんですかね。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） そういった細かい点については、まだ話がで

きておりませんので、今後詰めていきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） この議案第10号については、第一読会の質疑、これぐらいでよろしいですか。

続けていきますか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 最後に一つだけ。

県の事業に乗ったということなんですけど、県下他の自治体も全て乗っこんですか。それとも、これに乗ってない自治体もあるんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） この共同調達についてでございます。ちょっとデータが古くて申し訳ありません、5月の下旬の時点ですが、共同調達が18ですね。18と未定が6ということになってました、このときに。ほんで、ウィンドウズのOS端末の設定を考えてますのは14自治体ですね。iPadOSが2つの自治体。もういっちょ、その他の端末というのが、これが2つの自治体。未定が6自治体ということで、5月下旬のお話ですけど、そういったところで数のほうは聞いております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 今のでちょっと分からなかったんですけど、ウィンドウズが14と、あとiPad2、これは選べたということですか。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 市町村へ照会が来ておりましたので、選べたということになります。

○1番（花房勝一君） ということは、うちはウィンドウズを選んだと、分かりました。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 壊れたときに、ネットワークにつないどって動かんようになったときには、ネットワーク側が見てくれるということ、さっきちょっと言うたんですけど、それは仕様書にうたってたわけですか、それとも厚意でやってくれるんですか。さっき保守の件は何も仕様書にはないって言ったで。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） すいません、今見る範囲では、仕様書には記載はないんですけど、心配されます、こうやって業者が別れた場合、システムの関係で。そういったところで、システム側の業者は、取りあえずは原因までは見ていただけると、そういうことは、口頭なんですけど、一応お話しはいただいています。

○4番（仙才 守君） それはネットワーク業者が見てくれるんですか。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） あくまで原因の特定までということでご理解ください。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、議事の都合により休憩といたします。

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号、第12号について一括して質疑はありませんか。農業集落排水事業の補正予算でございます。

ありませんか。

なかったら、私から一つ聞かせてください。

回分槽のパワーシリンダーの交換で、住民に迷惑がかかる部分で直接故障があって、今は一つの機械で行きよん。どんな迷惑がかかるっていうことです。ごめんなさい、機械の種類が分からないので……。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 回分槽に今現在、余裕がございますが、それがたまってきましたら容量が小さくなりまして、使用する量とかを制限するようになってきますので、それで住民に迷惑がかかるかと思えます。

○議長（美馬友子君） 分かりました。予想される制限がかかるぐらいは、量によるんだろうけど、何日ぐらいとかそんなんは推定できるんですか。早く替えたほうがええんは分かっとんやけど、今から予算をつけてあれするんで、それには間に合うということですかね。

課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 業者に確認しましたところ、現在のところ十分に余裕はございますが、修理の期間とか、そんなものによりますと、また流動的に変わってくるかと思えます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 分かりました。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 今の関連で、パワーシリンダーっていったら、結局、ポンプを上げる重要部品だろうと思うんですけど、保守契約っていうのはしてなかったんでしょうか。壊れたもんは壊れるもんで仕方ないと思うんですけど、そういうところで見つかったんか、突然壊れたのか。壊れる兆候があったのか、どんなんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 壊れる兆候といいますか、17日に突然、委託業者から電話がかかってきまして、機械が壊れた、音がして動かなくなったので、確認に来てほしいという電話から始まりまして、翌18日、19日にもろもろの調査をいたしましたところ、パワーシリンダーを替えなければもう駄目だということになりました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 2台ワンセットになってるところで、多分、同時に設置してると思うんですよね。過去のこと私もよく知らないんですけど、初めてなんでしょうか。それとも、過去にこういう修理したことはあるんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

パワーシリンダーの修理やな。

○上下水道課長（大上誉司君） ここの回分槽のパワーシリンダーにつきましては、今回初めてのトラブルでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ないようでよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

議案第9号から議案第12号までを第二読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。

本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

議案第9号から議案第12号までを一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、そのように決定いたします。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、これより総括質疑を行います。

まず、議案第9号について質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、次に、議案第11号、第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑は終了いたします。

お諮りします。

議案第9号から議案第12号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第9号から議案第12号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第9号、勝浦町立小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託契約の締結についてから議案第12号、令和2年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第17、同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命についてでございます。

次の者を勝浦町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、勝浦町大字棚野字北川原38番地1，氏名，木原毅，生年月日，昭和26年9月28日でございます。

以上，ご審議の上，ご同意くださいますようお願い申し上げまして，提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については，従来の慣例に従い，第二読会を省略し，直ちに第三読会において採決することにしたいと思っておりますが，ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって，同意第1号，勝浦町教育委員会委員の任命については，原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第18，同意第2号，勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 同意第2号，勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

次の者を勝浦町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので，地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

住所は，勝浦町大字三溪字檜淵8番地1，氏名，小坂守，生年月日，昭和16年9月17日でございます。

以上、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、同意第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第19、発議第1号、自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号について、井出議員の説明を求めます。

○10番（井出美智子君） 発議第1号、自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。令和2年9月24日提出。提出者、勝浦町議会議員井出美智子。賛成者、同花房勝一、同瀬戸直一、同仙才守。勝浦町議会議長美馬友子殿。

自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書。

農水省は、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策を取

りまとめ、これを基に2020年1月20日に召集された第201回通常国会に種苗法の改正案が上程されました。

しかし、広く国民の間から種苗法改正を懸念する声や反対の声が起き、秋の国会に延期されました。

1、現行法で、原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾制という形で事実上禁止する改正案により、農家の種取り、自家増殖の権利が著しく制限されると同時に、許諾手数料もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、国連家族農業の10年や小農の権利宣言の精神とも相反するものである。

2、また、農水省は今回の改正が、日本国内で開発された品種の海外流出防止のためであることを強調しているが、シャインマスカットやイチゴのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的にも困難であり、有効な対策は、海外での品種登録を行うことが唯一の方法であると農水省自身もかつて認めており——2017年11月付食料産業局知的財産課——海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要はない。

3、在来種——一般品種は育成者権の対象外としているが、甘蔗苗やイチゴ苗なども一般品種とともに登録される可能性も否定できない。今回の法案では、裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、小規模農家を萎縮させ、在来種の栽培や種取り、苗作りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきた種取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

4、自家増殖禁止は、育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされているが、自家増殖禁止は、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行している。国においては、地域農業や農家、消費者の

権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正の取りやめを強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づいて提出する。令和2年9月24日。徳島県勝浦町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上、ご審議の上、可決をよろしく願います。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 意見書について質疑を行いたいと思います。

こんな話、議員間でしとけよって思われるかもしれませんが、せっかくこういった機会を与えられたので、今回の意見書の論点を整理して、ほんまにこれが必要なかどうかという部分を整理させてもらうために質疑させていただきますので、しばらくのお時間よろしく願います。

まず、この意見書の中にあります、全ての表現に具体的にどれほどの影響を受けるのかという部分が推測で書かれており、具体的な数字、また影響の大きさ等が書かれていません。そこで一つ一つ確認していきますので、よろしく願います。

農家の種取りの権利が著しく制限されるとありますが、今回の法改正によって、具体的にどのように制限をされるとお思いか。

また、日本農業を支える圧倒的多数の小規模農家とありますが、この小規模農家のうち、今回の法改正によって、どれほどの農業者が新たな負担を背負うと想定されているのか、この点についてお答えください。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） お答えします。

まず、小規模農家についてのことでございますが、国連家族農業の10年というのがございます。国連は2017年の国連総会において、2019年から2028年を国連家族農業の10年として定め、加盟国及び関係機関等に対して食料安全保障確保と貧困、飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進、知見の共有等を求めています。

この概要としましては、国連家族農業の10年は、世界の食料安全保障確保と貧困撲滅に大きな役割を果たしている家族農業について、1、各国が家族農業に係る施策を進めるとともに、その経験を他国と共有すること。2、FAO等の国際機関は各国等による活動計画の策定、展開を先導することを求めているわけですが、国連は、加盟国、国際機関、関係団体等で構成する国際運営委員会を設置して、家族農業に関する活動プログラムの作成や家族農業をテーマとした世界食糧デー式典などの取組を行うこととしております。国内の農業経営対策の状況及び家族農業経営の活性化を図るわけです。

農業経営体数は約138万経営体とされています。これは、ちょっと古くて2015年の数字ですが、このうち、家族経営体は138万のうちの134万経営体でございます。農業経営全体の98%を占めております。これはEU、米国などのさきの先進国も同様の状態であり、日本も2015年で家族経営は97.6%、これが日本の現状でございます。

それから、同様に国連の小農宣言が明記した種子の権利を考えてみたいと思います。

2018年国連総会は、第3委員会で小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言を賛成119の多数で採択しております。これには、アメリカやイギリス、オーストラリア、ニュージーランドが反対して、日本は棄権しておりますが、国連総会ではこの宣言が決議されています。

小農宣言の特徴といたしましては、小農の範囲を家族農業だけでなく、農林水産業全体、さらには、これを支える地域まで広げております。加盟国は、家族と地域、そしてこれを守る協同組合の権利を守り、これを支援し、そのための財産確保を含む措置を講じなければならないということです。

個人の権利が優先されるべきとアメリカ政府代表は反対しましたが、個人と言っても、企業の利益追求のことであり、グローバル経済、多国籍大企業にとって、地域の伝統や協働は最大の障壁となっております。このグローバル経済、多国籍企業が今回の日本のこれまでの財産というべき種子、種苗を狙っているということで大きな議論を呼んでいるわけです。

それから、どれほどの人が被害を受けるかということでございましたが、私は、この97.6%の家族経営をしている人、このほとんどの人が大きな影響を受けると考えて

おります。そして、イチゴ農家をひとつ考えてみても、例えば新しい品種は、1本250円の苗を10本買って、それをランナーで増やして6,000本の苗に増やすわけです。だから、250本の苗を10本買ったなら今年の苗が増やせるのが今の現状です。しかし、こういった種苗法で許諾制度とかいろんな自家増殖禁止になれば、6,000本みんな買わなければならない事態が想定されるわけです、10本から6,000本。

それから、米の品種についても、各県によって大きな隔たりがあります。登録品種の栽培割合が高いのは東北のほうです。ほとんど米に関しては、具体的な数字が欲しいと言われましたので、米の場合の登録品種の割合は、全国で64%とかなり高いわけです。地域別に見ますと、青森県が99%、北海道が88%、しかし、宮城県は15%と登録品種が低くて、地域差も大きいわけです。

これを見ますと、農水省が言っている登録品種への依存度は小さいと言っておりますが、やっぱり、青森99%、北海道88%を見ますと、登録品種への依存度は小さくないと言えます。だから、米の登録品種が公共の種の供給の停止から企業への払下げ、そして種は買うものの流れになってきますと、例えば青森や北海道などでは莫大な種代の負担が心配されるわけです。

もう一つ、登録品種の無断自家採取が禁止されることは、登録品種を増やして農家に買ってもらえてもうける誘因が企業に働くことになります。種を制するものは世界を制するとの言葉のとおり、種を自らの所有物にして、それを購入せざるを得ない状況を広げたいのが企業の論理です。

在来種は登録されていないから誰のものでもない、新規性がないので、そのまま登録されることはないと言いますが、この在来種を基にしてプラスアルファを持つ新品种、在来種にちょっと加えて変えたものが企業によって育成されたら、これが企業が育成したものだと登録できるわけです。それが、元の在来種よりメリットがあれば、在来種が駆逐されて、企業の種を買わざるを得ない状況が広がっていくわけです。

農水省が2015年に行ったアンケートによりますと、52.2%の農家が自家増殖をしておりました。この中では、野菜が自家増殖の割合が一番高く74.5%、農家数で見ると、購入の種への依存度が高いとされる野菜でも、中小経営の農家を中心に種取りをしている農家は非常に大きいわけです。

伝統的な在来品種なら自家採取できると言われても、古くからある在来品種の定義

が非常に難しいのではないかと心配されておりますが、これは、在来種は膨大な数があり、誰も把握し切れてないわけです。農水省は90%以上把握してないわけです。農家がよい種を選抜して自家採取を続けてきた在来種がどんどんとよくなって行って、変化しているわけですが、その自家採取を続けてよくなっていったものが、既に登録されている品種の特性と類似してきた場合も登録品種と同等とみなされて、権利侵害で訴えられる可能性も指摘されています。

それで、いろいろ答えておりましたが、松田君の質問に答えてないことがあるような気がしましたが……。

ここでおりましたか。

○議長（美馬友子君） おってください。質疑が続くようだったら、井出議員さん、その場で。

○7番（松田貴志君） 申し訳ございません。なるべく短めの答弁をお願いします。私の質問は多分、単刀直入だったと思うんで、できれば短めの答弁をお願いします。

（10番井出美智子君「しっかり勉強したことを発表したいです」の声あり）

かぶせないでください。

今の質問の中で、多々少し間違った情報等はあったんですけど、もうここで訂正してたら、それこそ時間が間に合いませんので、また後でそれは訂正させてもらいます。

そこで、次の確認事項にもう移ります。

実際、先ほどの質問に関しては、農家の種取りの権利が著しく制限されるという点においては、現状において一般品種が、ざっくりいけば9割ほどありますと、登録品種が1割ほど。その中で、今よく言われているのが、その1割の登録品種は、今までは自家増殖が可能でありましたが、今回の法改正によって許諾制になる。ここの意見書に書かれているように、禁止っていう部分じゃなしに許諾っていう形になるんですかね、そこは誤解しないでほしいと思います。

さらに言えば、先ほど提案者から説明がありました小農、家族経営でされている農家の大部分は、この登録品種を使っておりません。そういった中で、今回、新たに、提案者が言われるような、在来種を大企業の種苗会社が特性を持たせた形で新品種と

して登録させた場合は、もちろんのこと、その登録された品種に関して登録者権がつかますが、もともとの在来種、一般種については、そのまま自由に種苗、自家採取が可能であるという部分については、農水省の種苗室長のほうが明確に答えております。その点については間違いない話ですので、ここで説明、確認をしておきたいと思っております。

井出さんのほうに、こういう質問しますっちゅう分を渡しましたが、こうなりましたので、ちょっとはしよりながらいきますね。

実際、この3つ目に、もう2番目飛ばします。項目の3つ目にあります、在来種は育成権者の対象外としておりますが、「甘藷苗やイチゴ苗なども一般品種とともに登録される可能性も否定できない」と、ここには書かれておりますが、これの根拠について説明してもらえませんか。ほかのことは答えなくていいんで、お願いします。

○10番（井出美智子君） 簡単にお答えします。

90%の非登録品種の全データを国が把握していないわけです。例えば、300種ある米のうち記録があるのは、証明書提出分のみです。一方、都道府県開発のお米の種子データは企業に提供されるわけです。なぜこの種苗法が時期尚早って言われるのかという一番の問題点は、在来種を保護する法律がない状態での、この法改正はまずいという、この1点です。

○7番（松田貴志君） すいません、具体的に質問にはお答えになってないと思うんですけど、実際、私も、今の在来種、一般品種をしっかりと保護するっていう思いは持ってます。しかしながら、今回の種苗法改正については、種苗業者、また種苗の育成者、研究者等の権利をしっかりと守っていく、さらには海外への流出を止めていくという部分の目的が強く打ち出されております。そういった部分において、今の答弁では物足りませんが、ここは討論のほうで整理をしたいと思っております。

今の部分で、「小規模農家を萎縮させ、在来種の栽培や種取り、苗作りを断念させる可能性もある」とありますが、今回の法改正によって、小規模農家の多くが今までは一般品種を種取りしてたと思うんですけど、その中で、多くの小規模農家が萎縮、断念をすることがあるんでしょうか。

○10番（井出美智子君） 先ほど、この種苗法は、海外流出の歯止めのためと言いましたけれども、今回の種苗法で自家採取に制限をかけるだけでは、海外流出の歯止

めには不十分と言われてます。きちっと海外で品種登録をしない限り、今回の種苗法では、海外に種が流れていくのを止めるのは難しいということは農水省の役人も認めております。

それと、具体的にどうかという問題ですが、アメリカでモンサントが開発した小麦か何か、GMの種で作ったあれが隣の畑に自然交配したわけです。それで、自然交配した。被害者ですよ、隣の畑の人は。それでモンサントに莫大な違約料を訴えられたわけです。だから、そういうふうに……。

○議長（美馬友子君） 端的にお願いします。

○10番（井出美智子君） 種が大企業に権利としてからめ捕られると、小さな農家が意識しなくても、交配しただけで訴えられる危険があるということです。

○7番（松田貴志君） 最後にします。

今、ちょっと触れられたので、ここだけは確認しておきたいんですけど、私が言いましたように、今、日本の登録品種が海外に持ち出されるという事例が多発しております。そういった部分をどうやって抑止するかという部分について、国もいろいろと考える中で今回の法改正も出てきたと私自身考えております。

さらに言えば、今、提出者も言われてましたが、海外での育成者権の保護強化のためには、日本国内の農家の増殖を禁ずる必要はないと、ここには記されておりますが、実際、海外で登録するには多額の登録料が要りますし、それをちょっとでも進めるために、今、国は登録料の補助も行って、ちょっとでも海外での登録が進むような施策も打ってますが、なかなか海外への流出が止まっていない。その流れの中で今回の種苗法の改正が出てきたわけです。

よって、今回、この登録料の補助制度プラス、今まで国内で取り締まることができなかった部分においても、今回の種苗法の改正において一定の歯止めはかかる、抑止効果はあるのかなと私自身考えております。

最後聞きます。この品種登録料が高額で特定の民間企業、多分、提出者は外資系のことをよく言われますが、この民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進むとありますが、この地域の中小の種苗会社っていうもんは、こういった形の種苗会社を想定されているのか。また、この登録料は本当に高額なのかという部分です。

私自身、自らの業務のほうで特許のほうを弁理士のほうに相談に行って、こういっ

た手続を進めたことがあります。もちろん、将来的に利益が出ることによって投資をしていきます。その点においては、自信を持って、その手続に進むことに関しては、中小の種苗会社であろうと、しっかりとここは取り組む、また断念するという部分の判断をされるのかなと思いますが、この2点について最後にお聞かせください。

○10番（井出美智子君） お答えします。

中小の種苗会社につきましては、例えば勝浦町内で苗木を育成している農家にとっては大きな負担になると考えます。新たな品種を開発しても、なかなか登録するのが大変だということになります。

しかし、私が考えていることは、日本の種会社は世界的にはシェアがとっても小さくて、いうたら海外の大手企業には到底かなわないわけです。現在も大手のアグリビジネスの会社が種子市場を寡占、ほとんど独占している状況があるわけです。恩恵があるとすれば、こういう種も苗もみんな明け渡すとすれば、海外のグローバル種子企業に明け渡し心配があるわけです。

この間の種子法廃止、それからもう一つ、2018年に種子法を廃止して民間企業の参入を促すための、長い競争何とかっていう法律も既に成立しておりますけども、皆さんに一番考えてみてもらいたいことは、種は誰のものかということです。私も農家です。種を改良して守ってきた長年の営みを考えたら、今ある種が一会社のものによって作られたものでないという認識に立っているわけです。

育種をしていくということは、大変経費もかかるし、利益を求めていくことです。しかし、農家の立場としたら、これ以上の負担増大は避けたいわけです。育種の努力が阻害されないように、よい育種が進めば、それを公共的に支援して育種家の利益も確保し、使う農家にも適正な価格で普及できるように育種の努力と使う農家の双方を政府が考えるべきではないかという立場で、今回の種苗法は本来の目的から離れた内容になっているので、反対の意見書を可決してほしいということです。

種というのは地域の共有財産です。育種家、種取り農家、栽培農家がみんながよいように納得する法律を今つくるべきではないのでしょうか。だから、こういった海外のグローバル・アグリビジネスに金もうけの材料にして日本の農業を守れなくされるような、こういった法律は時期尚早であり、もっと時間をかけて、みんなが種取り農家も、育種家も、今、栽培している農家も納得いく法律を作るための今回の種苗法改

正の反対の意見書の可決をよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 質疑はありませんか。

ほかにいけますか、質疑は。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りいたします。

本件については第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件について討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

では反対討論から。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 失礼します。もうしばらくお付き合いください。

自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど提案者のほうからる説明がありましたが、今回の種苗法の改正については、種苗農家が現状において、なかなか報われるような状況でないという部分、また、先ほど申しましたが、海外に多くの品種が流出し、日本の農産物のブランドの価値が低下しているというような現状において、国のほうで立法された経緯がございます。

現状においても、先ほど提案者のほうも申しておりましたが、実際、種苗の業界においては寡占化が進みつつあります。そういった部分を回避するためにも、しっかり

と種苗会社、種苗農家が、特に国内の種苗会社、種苗農家がしっかりと経営を安定させる。さらには、そこで得た利益をさらなる安定、また高品質な種苗の開発に振り向けられる、そういったよいサイクルに持っていくのが今回の種苗法の改正であります。

長々と申したら、また説得力もなくなってくるので、もう終わりにしますけれども、特にこの勝浦町において考えてみますと、今、みかん農家が基幹産業として多く勝浦町内には存在しておりますけれども、このみかんに関しては、ほぼほぼ一般品種でございまして、勝浦町内への影響はほぼほぼないものと考えております。一部イチゴ農家等において影響はあるやにしれませんが、その点においては、登録品種を仮に利用したとしても、多くの登録品種、イチゴ以外の稲、また花卉類、さらには果樹類に関しても、国や県、また、そういった公的機関が開発している品種が大多数でございまして、その大多数の品種が農業競争力強化支援法でしたっけ、その法律にのっとって、今回の意見書を出されている立場の方からいけば、今まで公的機関で蓄積されてきた種苗に関する技術等が民間にたたき売りされるのではないのかという心配をされておりますが、この点についても、明確に種苗局長のほうが決まるとして否定をしております。

もともとの農業競争力については、立法趣旨が全く違う法律でございまして、そこをこじつけのように一緒に語るのはちょっと違うのかなって、私は以前よりこの議論を聞いていて感じておりました。もう一度繰り返しますが、今の登録品種のより多くは、国、県をはじめ公的機関が研究開発をして、また世に出てきた品種が多くございまして、そこで考えられるのは、多額のロイヤリティーまたは許諾料を取っているというのが、現実的にないのではないのかなって私自身感じております。

さらに言えば、以前、種子法に関して県のほうに意見書を提出しました。主要農作物については、各県で責任を持ってしっかりと種子を守っていく等の条例も徳島県議会においても準備されているようですので、主要農作物は安心です。さらには、種苗についても、多くの品種について、この許諾料が実際かかってくることはないとは私は確信しておりますので、この種苗法はしっかりと進めていただいて、その議論の中で問題を洗い出して、与・野党ともにしっかりと問題点をする中で修正協議等を行って、よりよい法律にしてもらうことを私自身望んでおります。

ちょっとぐだぐだになりましたが、私の今回の意見書に対する反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 賛成討論はありませんか。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 種苗法改正の取りやめを求める意見書に賛成の立場で討論をします。

改正案には、海外流出を阻止する直接的な条文はありません。その一方で、農家の自家増殖を禁止するなど農家の負担が大きくなると心配されています。政府は2018年に、国内の安価で優良な種子を守るための法律であった種子法を廃止しています。同時に、農業競争力強化支援法では、それまで行政に蓄積されてきた種子開発の知見を民間企業に開放できるようになっており、そこに外資規制はありません。そして今回の種苗法です。

改正される種苗法が守る種子開発者とは、主にバイエル、デュポン、シンジェンタなどのグローバルバイオメーカーです。日本の種子会社など、とても太刀打ちできない強大な力を持っています。日本の農業発展には、優れた農家による優良種子の選抜なども相当寄与しており、今回の改正案は、当然の権利として認められている自家増殖の道を閉ざし、進取の気概に富んだ農民に制約を設ける改悪であり、反対するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） ほかに反対討論はございませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 私は、種苗法改正の取りやめを求める意見書について、反対の立場で討論します。

今年初めから、種子を守る会・徳島支部様中心でいろいろ意見を聞いてきました。ネットで調べてみますと、反対意見がかなり多くあります。ただ、この改正案が始まって、国も各地、北海道から沖縄まで聴聞を開くというような予定でございましたが、コロナでできておりません。町内でも各団体、こういった種苗法改正についてご存じの方は少ないのではないかと思います。

それで、私の主張としては、やはり種苗というのは、これからグローバル化しま

す。ということで、自家増殖を、今までの登録品種の種を取ってずっと続けていく。それから、かんきつにおきましては、高接ぎとか、それから穂を取ってきて植えるというような作業は、グローバルスタンダードからいえば、やっぱり禁止すべきだと。当然、登録品種というのは、海外流出の施策は、例えば中国とか韓国とか登録すべきことで、例えば特許と同じように、リチウムイオンバッテリーとか青色発光ダイオードと一緒に、各国で特許並みに登録を取るべきだと考えております。

現状、勝浦町においては、かんきつ類、十万とか青島、古田、これは一般品種になっております。早生にしても一般品種です。米は、当然、今、県に依頼してる、県でほとんど種は作ってる。野菜は、登録品種はほとんどF1品種になっておいて、二、三回の交代で、もう新しい種を買わざるを得ないということで、実質的には勝浦町は影響ないだろうと。むしろ、自家増殖の原則禁止がグローバルスタンダードとしては必要ということで、この意見書は反対いたします。

以上で終わります。

○議長（美馬友子君） 賛成討論はありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 意見書に賛成の立場で、簡単に意見を申し述べたいというふうに思います。

私は、この改正というんですか、時期尚早でないかと思ってます。先ほど海外資本、多国籍企業、これが日本の優良な種苗会社を買収するんでないかと言ったら、そんなことはない、何とか局長はそうでないと言ったやいうて、そんなもん誰が保証できるんで。多国籍企業やいうのは、地域を代表しとるわけでも、国に愛着があるわけでもないんですよ。何に忠誠を尽くしとるかと言うから、それはもうけです、金なんですよ。昔、奴隷貿易をやった連中の末裔みたいなんがやってる、ちょっと大げさかも分かりませんが……。

○議長（美馬友子君） 言葉を選んでください。

○4番（仙才 守君） 信頼の問題だと思うんですよ。資本の論理からいけば、いわゆるグローバル企業っていうのは強欲資本主義ということが言われますけれども、そんなんばかりではないかも分らないですよ。けれども、あの悪名高いモンサントも、この前、7兆円でバイエルに買収されたわけです。7兆円の買収額ですよ。日本

の種苗会社を買収されない保証なんて絶対ないと思うんですよ。

種ってというのは公共の資産だと僕は思ってます。営々とみんなが作ってきたわけです。日本の神代の昔から連綿と続いてきたものですから、要は、長いこと言うたらあれやけん、時期尚早、そう思って意見書に賛成したいというふうに思ってます。ちょっと、あんまりええ話ではなかったかも分かりませんが、以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかに反対討論はございませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） この意見書に反対する立場から討論をしたいと思いますが、この種苗法改正の大きな目的は、育種に熱心な地方公共団体や育種家の権利保護が一番の目的であります。育成者の権利を高め、適正な見返りを得て、より優れた品種を開発することは、農家にとっての選択肢が広がるという大きなメリットがあると考えます。

○議長（美馬友子君） 賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） なければ、これをもちまして討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、発議第1号、自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第20、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号について、仙才議員の説明を求めます。

○4番（仙才 守君） それでは趣旨説明をさせていただきます。

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。令和2年9月24日提出。提出者、勝浦町議会議員仙才守。賛成者、花房勝一、同相原喜久男、同瀬戸直一、同美馬友子、同麻植秀樹、同松田貴志、同籙公一、同国清一治、同井出美智子。勝浦町議会議長美馬友子殿。

読み上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急

経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日。徳島県勝浦町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。賛同よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することと決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成による提出のため討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） それでは、引き続いて日程第21、町民の声に対する質問を行います。

4番仙才守議員の質問を許可いたします。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） お疲れのところ申し訳ありませんが、町民の声、始めさせていただきます。

令和2年9月会議町民の声、2つ上げております。一つは徳バス路線。坂本の黄檗、また横瀬西間の廃止の問題についてということ。もう一点、光ケーブルの料金問題についてということで、2つ質問させていただきます。

まず最初に、徳バスの路線ですね。坂本黄檗、横瀬西間の廃止問題。まず経緯について説明を求めます。

坂本や与川内地区の町民は、8月5日の徳島新聞あるいは前日のテレビによってバス路線の廃止を知ることになりました。新聞記事や県のホームページによりますと、路線の再編というのは、昨年次世代地域公共交通ビジョンに基づくとあります。つまり去年から決まっていたと、こういうことなんです。最終決定というのは7月14日だと聞いておりますが、昨年の県生活交通会議で路線廃止の話が出ていたんじゃないかというふうに疑われるというか、推測をされました。

それから、今回の路線廃止についての町民への広報はどうなってやってるのかと、この2点についてお聞きしたいと思うんですが、資料として次のページ。これは、8月5日の徳新ですね。これでほとんどの人は路線の廃止を知ったわけです。これによりますと、路線の再編というのは、県生活交通協議会が昨年策定した次世代地域公共交通ビジョンに基づくと書いております。このビジョンというのは、ちょっと調べましたら、昨年の12月、4回ほどやっとなんですが、会議を。12月に最終版が出ております。それから、その右ですが、これは県の次世代交通課のホームページです。これにおいても、このビジョンに沿った形で路線変更したと書いてあります。なので、昨年からは決まっていたんじゃないかと思ひまして、この前、県の次世代交通課を、私、訪ねてきたんですけども、どうだったんだと。7月14日に急に決められて、その後、対応は難しいだろうかと、こういうことで文句を言いに行ったわけですが、そ

んなことはない、去年からしとったんじゃというような話がありました。この辺がどうだったのか、時間の関係もあると思うんですが、簡潔にお答え願いたいというふうに思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 勝浦線の廃止等につきまして、運行系統についてということで7月14日に資料をいただいて、廃止の決定はそのときに行われたものでございます。こちらのほうは、勝浦横瀬西のほうを平日7便から3便増便して10便に、また土日、祝日を6便から2便増便して8便に、それから勝浦線の先ほどの徳島ー横瀬西でございます。もう一つの中田八幡社から黄檗上のほうの勝浦線と統合するというところでございます。こちらのほうは廃止でございます、平日5便、土日、祝日4便の廃止というのが正式に資料として出されたのがこのときでございます。

それから、議員ご指摘のように、昨年度12月24日でございます、徳島県生活交通協議会幹事会開催をされております。その時点で頂いた資料でございますが、こちらのほうは、路線の再編を検討しているというふうな資料でございました。こちらのほうが、徳島ー横瀬西の分と中田八幡社ー黄檗上の分、平均乗車密度と輸送量等で、輸送量のほうが再編の基準を切っておるということで再編の対象になるというふうなお話がありました。具体的に、その路線を廃止というような話では直接ではなく、再編というふうなお話の議事録が残っております。

あと町民への広報等についてはございますが、こちらのほうは、役場のほうのホームページ等ですべきではございましたが、今のところできておりません。この件についてはおわびを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 再編は廃止ではないと思ったと、こういうことですね。県のほうは、はっきり廃止を示唆してましたね。再編というのは廃止ではないというのは難しいと思いますね。そのくらいは悟らないかんのではないかというふうに思いますが、次、行きます。

要は、この9月末といやあ1週間後、路線がなくなるわけです。そうしますと、徳バスを利用してきた、例えば定期券を持ってる人とか、あるいはこの1年ぐらいで、

徳バスがあるからというだけの理由かどうかは分かりませんが、免許証を返納した人もおられるわけですよ。そういう人は徳バスを想定してるわけですよ、要は、やめるやという情報は全くないわけですから。だから、その人たちに言わすと、当面の対策として、徳バス以外の、もう徳バスはやめるっちゃうわけですから、以外的手段で一日5便ぐらいの何らかの手段を用意してくれんかという希望が出てきてるわけですよ。

何でこんなことせないかんのかということと言いますと、公共交通に関する法律では、地域公共交通活性化再生法というのがあると。これでは、自治体を中心になって施策を講じることというのが何か所も出てきます。これは、ある種の義務を負ってる。義務もありゃあ権限もあるんでしょけれども、こういうことではないかと思うんです。対策についてお聞きします。どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、上勝町の町営バスでございまして、上勝の八重地上から横瀬西のほうへの運行をしておるところでございまして。そちらのほうに、バイパスのほうを經由しておりますので、勝浦町の町民もそこまで乗せていただけるように可能かどうかというのを問合せをさせていただいて、検討をお願いしているところでございまして。10月のたちまちからは難しいというような回答はいただいております。

それから、現状、福祉移送事業とかタクシー高齢者移動支援助成事業等でタクシー券等の交付と運賃の一部助成等の事業は行っております。そちらのほうをご活用いただきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） その対策が具体的に固まるのはいつですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 徳島バスのほうから頂いている資料によりますと、黄檗から横瀬西までの乗車の方、去年の資料でございまして、乗車されている方、高齢者2名と学生の方1名でございました、昨年度の資料でございまして。今年度問合せをさせていただいたところ、学生については乗車していないというような情報はいただいております。たちまち高齢者への対策が中心になるかと思っております。

今後、ほかの施策、現在町が行ってます施策等を兼ね合わせて、ほかの施策等を考えて検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 時期については回答できないということなんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ちょっと具体的な時期については、今のところ回答は難しいなと考えております。

○4番（仙才 守君） 毎日のように、定期券を買って通ってる人がいまして、それで黄檗からだど、一日にタクシーの場合ですよ、5,000円ぐらいかかると、5,000円弱って言うてたですかね、かなりな影響があるのでというような訴えがありました。幸いにして人数が少ないということであれば対応は可能だと思いますので、早めに結論を出していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間の関係があるので、次に行きたいと思います。

次は、光ケーブルの料金問題であります。

上勝町の6月定例会一般質問に対しまして、町のほうから答弁をしております。それによりますと、長らくCATVの料金について質問をしてきたわけですが、具体的な金額が出ております。その下にも書いてありますが、上勝町の一般質問が18日に行われて、その後、勝浦町の6月会議があつて、町民の声で、私、同じことを聞いたら、料金問題に進展はないという答弁があつたわけです。この点について、上勝町が先にこういう答弁をしているのに、勝浦町のほうは進展がないという、今までと一緒ですよと鼻をくくったような答弁であつたわけですが、このことについてどのような見解を持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議員おっしゃるように、上勝町の議会において、上勝町の総務課長のほうから数字について答弁があつたと確認をしております。こちらのほうは、答弁の中、議事録を取り寄せたところですが、上勝町の見解であるというふうに私としては受け取っております。ただ、金額的にはそう遠くない金額で協議をさせていただいたという事実はございます。

私、6月のほうでは、具体的数字までは申しませんが、具体的な進展はございませ

んでしたというふうにお答えをさせていただいております。こちらのほうの金額は協議の途中でございまして、まだ確定したものではないという私のほうの見解でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 確定したものではないにせよ、一度このように議場で答弁が行われているということは重いと考えております。つまり、上勝町は、これだけの金額は出すと言うてるわけですよ。これから交渉するとなったら、これ以上になるでしょう。ひとつ確認しときたいんですけど、この金額は消費税込みですか、込みでないんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） この金額というのと、この出ている金額というのですか。こちらのほうは、議会広報か何かかなと思いますが、こちらのほう1,000円というのは、ちょっと私が持っている議事録と違う数字でございます。が、こちらのほうをちょっと見たところ、消費税は別であるというふうに考えております。

○4番（仙才 守君） いわゆる上勝町と勝浦町の料金が別々になるということは非常に考えにくいというふうに思うんですよ。勝浦町の、言わば公共料金のようなものが、両者の合意なしに、こういうような形で出てくるということ自体、おかしいわけですよ。この金額そのものにも、次のページですけれども、私はいろいろ問題があると思ってます。今、課長が言われた1,000円ちゅうのはおかしいっていう話は、私もそのとおりだと思います。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午後4時11分 休憩

午後4時11分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、6月17日と8月20日に2回、ケーブルテレビと神山町、勝浦町を含めて三者で協議をさせていただいております。それから、9月18日ですが、業者のほうから、ある一定の数字を提案いただいております。上勝町の

ほうには、まだこの数字行ってないという、昨日電話で確認をしましたので、ちょっと金額のほうは控えさせてもらいますが、こちらの金額で上勝町と協議を早急にし、進めたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 時間が来てるので、大事なことなんで、最后一問の質問でお願いしたいと思います。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） それでは、もう簡単に。この金額を上勝町に何で出したんかって聞いたと思うんですけど、協議をしたと思うんですよ。その回答はどうやったか、教えてください。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ちょっとお伺いをしたところ、上勝町の見解で大体大台の金額、千円単位ですか、そういったものを協議の途中の数字を思わず言ってしまったというようなお返事でした。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） この答弁、取り消すということですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 答弁を取り消すというふうなことまではお伺いはしておりません。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 取り消すことを要求しないんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 上勝町として思っておるんですがというような、上勝町の見解というふうに捉えておりますので、こちらのほうから答弁の撤回までの要求は考えてはおりません。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 何か取決めはないんですか。自由に自分が思うたことを議場で発表してもええようになっとんですか。この件で、勝浦町が事務委任を受けとんではないんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 正式に事務委任を受けている事業ではないと思っております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 要は、混乱を起こすだけの行為だと思うんですよ、こういうことは。このとおりにしたらやね、向こうが言うたとおりになるっちゅうことですから、勝浦町の公共料金ですからね、僕はたるんでおると思いますよ。

先ほどのバスの問題にしても、行政の質が非常に落ちてきているように感じます。この点は、もう一回きちっとけじめをつけてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） 時間が来ておりますが、この件に関しまして、関連質問1名認めますが、ありますか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） なければ、以上で4番仙才守議員の質問は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で9月会議に付議された案件の審査は全て終了いたしましたので、これで散会いたします。

長い審議となりましたが、お疲れさまでございました。

午後4時15分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員